

電 気 需 給 契 約 書 (案)

群馬県知事 山本一太 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、旧群馬県民会館で使用する電気の需給に関し次の条項により電力の需給契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 乙は、別紙「旧群馬県民会館 電気需給仕様書」に基づき旧群馬県民会館で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価 (以下「電気料金」という) を支払うものとする。

(需給施設)

第 2 条 乙が甲の需要に応じて電力を供給する施設は、別紙「施設一覧」のとおりとする。

(契約の内容)

第 3 条 この契約の内容は以下のとおりとする。

- (1) 品 名 旧群馬県民会館で使用する電気
- (2) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで
- (3) 供給開始 令和 8 年 4 月 1 日 0 時
- (4) 需要場所 別紙「施設一覧」のとおり
- (5) 需給地点 需給場所における群馬県の施設したキャビネット内の東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と群馬県の開閉器電源側接続点
- (6) 責任分界点 需給地点と同じ
- (7) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 標準電圧 6, 0 0 0 V
 - ウ 標準周波数 5 0 H z
 - エ 受電方式 1 回線受電
 - オ 契約電力 第 8 条の規定のとおり

(契約単価)

第 4 条 契約単価は次のとおりとする。ただし、以下の金額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

基本料金単価	.	円 / k W	
電力量料金単価	.	円 / k W h (適用条件 :)
	.	円 / k W h (適用条件 :)
	.	円 / k W h (適用条件 :)
	.	円 / k W h (適用条件 :)

(契約保証金)

第 5 条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(再委託等禁止)

第 6 条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第 7 条 旧群馬県民会館の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第 8 条 旧群馬県民会館の各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- (1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む 1 月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力量と前 1 1 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。
- (2) 契約受電設備を減少する場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきとき。

(契約電力の変更)

第 9 条 旧群馬県民会館の契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

(供給の保証)

第 10 条 乙が、旧群馬県民会館を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」という。）との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、当該一般送配電事業者の託送供給等約款により定める料金は乙が負担するものとする。

(計量及び検査)

第 11 条 旧群馬県民会館における計量は、毎月 1 日に当該一般送配電事業者が定める日（以下「計量日」という。）に行うこととし、乙は一般送配電事業者から受領した検針の結果を、原則として電磁的方法により甲へ通知し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 計量は計量日の 0 時とする。

(電気料金の算定)

第 12 条 電気料金の算定は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める計量期間（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）の使用電力量により行う。

- 2 電気料金は基本料金、電力量料金、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）による燃料費等調整制度（燃料価格調整及び市場価格調整）の調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づく消費税及び地方消費税の合計とする。
- 3 第2項の基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じ算出するものであるが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割り増しするものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

- 第13条 乙は第11条に定めた検査終了後、前条によって算出した全額を、1月毎に甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、約定期間以内に電気料金を支払わない場合においては、乙は約定期間の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（単位及び端数処理）

- 第14条 本契約の料金計算その他に使用する場合の単位及び端数処理は、以下のとおりとする。
- （1）契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - （2）使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - （3）力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - （4）料金その他の合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。ただし、消費税等相当額を加算して支払う場合は、消費税等が課されている金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てる。

（守秘義務）

- 第15条 甲及び乙は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。
- 2 甲及び乙は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(契約の解除等)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに期すべき事由により、契約の履行期限内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 甲の書面による承認を受けずに、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡するときは、この限りでない。
- (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (6) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (7) その他、乙が本契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第4条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に基本料金額を加算した額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

3 乙の電力の供給が滞った場合、滞った日数1日につき契約時の予定使用電力量に応じた1日あたりの電力量料金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められた時は、この限りではない。

4 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

5 甲又は乙は、正当な理由を記載した書面により相手に申し出たときは、協議の上、この契約の全部または一部を解除することができる。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令）又は同法第85条第1項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第4条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に基本料金額を加算した額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第4項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第18条 乙が、第16条第2項又は第3項及び第17条第2項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第19条 乙は、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められた時は、この限りではない。

2 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

（契約単価等の変更）

第20条 この契約の締結後、当該地域のみなし小売電気事業者の定める電気需給約款〔高圧〕の料金等の改定が実施されたときは、甲乙協議の上、契約単価等を変更するものとする。

2 その他経済情勢の変化等により契約単価等の変更が必要となった場合は、甲乙協議の上、契約単価等を変更できるものとする。

（暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務）

第21条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関連する訴訟については、前橋地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）及び当該地域のみなし小売電気事業者の定める電気需給約款〔高圧〕の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 山本 一太

乙